

北海道公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、倶知安町及びニセコ町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳 一

1 合意した者

- (1) 道南バス株式会社
- (2) ニセコバス株式会社
- (3) 北海道公安委員会
- (4) 北海道運輸局
- (5) 倶知安町
- (6) ニセコ町

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、道南バス株式会社及びニセコバス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

| 通番 | 停留所名 | 上下線別 | 所在地 |
|----|--------------|------|-----------------------|
| 1 | 倶知安駅前 | 上下 | 虻田郡倶知安町南3条西4丁目3番地先 |
| 2 | まちの駅ぷらっと | 上り | 虻田郡倶知安町北1条西2丁目16番地先 |
| 3 | まちの駅ぷらっと | 下り | 虻田郡倶知安町南1条西2丁目17番地先 |
| 4 | 倶知安十字街 | 上り | 虻田郡倶知安町北1条東1丁目2番地先 |
| 5 | 倶知安十字街 | 下り | 虻田郡倶知安町南1条東1丁目14番地先 |
| 6 | 倶知安橋 | 上り | 虻田郡倶知安町南11条東1丁目5番地先 |
| 7 | 倶知安橋 | 下り | 虻田郡倶知安町南10条西1丁目1番地先 |
| 8 | HANAZONO | 上下 | 虻田郡倶知安町字岩尾別328番地先 |
| 9 | 山田交差点 | 上り | 虻田郡倶知安町ニセコひらふ4条1丁目1番先 |
| 10 | 山田交差点 | 下り | 虻田郡倶知安町ニセコひらふ4条1丁目1番先 |
| 11 | ひらふ十字街 | 上り | 虻田郡倶知安町ニセコひらふ2条1丁目5番先 |
| 12 | ひらふ十字街 | 下り | 虻田郡倶知安町ニセコひらふ2条1丁目5番先 |
| 13 | ひらふウェルカムセンター | 上下 | 虻田郡倶知安町ニセコひらふ1条3丁目9番先 |
| 14 | 樺山北 | 上り | 虻田郡倶知安町字樺山48番地先 |
| 15 | 樺山北 | 下り | 虻田郡倶知安町字樺山58番地先 |
| 16 | ミルク工房 | 上り | 虻田郡ニセコ町字曾我885番地先 |
| 17 | ミルク工房 | 下り | 虻田郡ニセコ町字曾我888番地先 |
| 18 | ヒルトンニセコビレッジ | 上下 | 虻田郡ニセコ町字曾我919番地先 |
| 19 | ニセコ駅前 | 上下 | 虻田郡ニセコ町字中央通142番地先 |
| 20 | 道の駅ニセコビュープラザ | 上下 | 虻田郡ニセコ町字元町77番地先 |

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

| 運行事業者 | 自動車 |
|-----------|----------|
| ニセコバス株式会社 | スカイバスニセコ |
| 道南バス株式会社 | |